様式第三号を次のように改める。

様式第３号（第７条関係）

介護料支給申請書

第　回

①労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

②　氏　名
　労働者の　生年月日　年　月　日（　歳）
　　住　所

③療養の期間　年　月　日から　年　月　日まで　日間
　介護日数　日

④一酸化炭素中毒症の経過の概要

上記により介護料の支給を申請します。

年　月　日

申請人の　住　所
　　氏　名　㊞

労働局長殿

〔注意〕「申請人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第七項並びに第七十九条第一項及び第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日　厚生労働大臣　加藤　勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（対象障害者の雇用に関する状況の報告に関する特例）	（新設）
第八条　令和二年度においては、法第四十三条第七項の規定による対象障害者である労働者の雇用に関する状況の報告についての第八条の規定の適用については、同項中「翌月十五日まで」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。	
（障害者職業生活相談員の選任に関する特例）	（新設）
第九条　法第七十九条第一項及び第二項の規定により障害者職業生活相談員を選任しなければならない国及び地方公共団体の任命権者並びに事業主のうち令和元年十一月一日から令和二年九月三十日までの間に障害者職業生活相談員を選任すべき事由が発生した国及び地方公共団体の任命権者並びに事業主についての第四十条第一項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「令和二年十二月末日まで」とする。	
附　則	

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則附則第九条の規定は、令和元年十一月一日から適用する。